

山元東部地区畑地耕作者募集要領

山元東部地区畑地地権者組合

1. 趣旨

宮城県亘理郡山元町の山元東部地区において、持続的に競争力のある畑地の耕作者（担い手）を募集し、畑地の有効活用を行うもの。

2. 募集の方針

東日本大震災による町内被災者および整備地区内で営農実績のある耕作者・法人を優先して採択し、超過した農地について、応募のあったその他の耕作者から採択するものとする。

3. 農地貸付の契約と期間

契約は、当面単年度ごとの特定農作業受委託契約を締結する。換地完了後は、農地中間管理機構を介した、原則10年以上の賃貸借契約を締結する。

※特定農作業受委託契約とは、地権者が生産・収穫された農産物の販売を委託し、耕作者が受託するもので、農産物の販売収入のうち、一定額を地権者に支払うもの。

4. 対象農地等

山元東部地区の農地のうち、山元東部地区畑地地権者組合に加入している組合員の農地

5. 応募資格等応募の条件

(1) 募集対象者と対象地域

①個人 耕作者	全国（ただし、山元町に移住しない場合は、山元東部地区で農業を営む上で支障がない地域に住所を有する者）
②法人	全国（ただし、常時従事者たる構成員の居住地又は居住予定地が山元東部地区での農業経営に支障がないこと）

(2) 応募資格

- 農業に意欲のある者、または農地所有適格化法人であること（町外を含む）。
- 個人耕作者は、年齢を問わず応募できます。

(3) その他の条件

- 入植後は、年毎に作付計画及び利用状況報告書等を山元東部畑地
地権者組合に提出すること。
- 農業生産法人にあつては、毎年度、山元町農業委員会に提出した
実績報告書の写しを山元東部畑地地権者組合に提出すること。
- 契約期間において作業受託料の滞納がある場合、契約を解除する
ことがある。
- 作業受託料の滞納がある場合、再設定は行わない。
- 農地を適正に利用していないと判断される場合には、契約を解除
することがある。
- その他、営農者として信義則に反するような行為があつた場合は、
契約を解除することがある。
- 農地を返還する際は、耕起した状態で返還すること。また、ハウ
スや作業小屋を建てた場合は、解体し更地とすること。
- 食糧米以外を作付けすること。
- 農地整備後未耕作だったため、圃場に不具合等がある可能性があ
ります。不具合等があつた場合については、今後の対応や作業受
託料の減免等について両方で協議し決めさせていただきます。

6. 募集期間

令和7年10月1日(水)から令和7年10月31日(金)まで
(午前8時30分～午後5時15分まで ※土日祝日を除く)

7. 貸付条件

①貸付単位	整備区画(ほ場)単位とする。
②作業受託料	作業受託料は 露地野菜の単価:10aあたり年額6,000円 施設園芸の単価:10aあたり年額20,000円 とする。 ※契約期間は1月1日～12月31日とする。 ※年途中での契約の場合は月割計算とする。 ※なお、請求額については、当面の間実際の耕作期間や耕作面 積等の実績を確認し、請求額を調整する場合があります。

8. 審査選考

応募者については、「審査基準」に基づき、借受申出書等をもとに応募資
格、貸付条件とともに営農計画の内容とその実現性等について審査します。
さらに必要な場合は申出者に対して追加資料の提出や説明を求めるほか、
現地調査等を行い、「山元東部地区耕作者審査委員会」の意見を聴いて審
査・選考します。

◇審査に当たっては、次の視点から評価し、総合的に判断します。

- ・営農の基本方針
- ・中心作目の生産計画及び販売計画
- ・作付体系
- ・農業労働力の確保及び機械・施設等の整備計画
- ・資金調達計画
- ・営農計画を实践する技術・技能、経歴
- ・山元東部地区やその他周辺地域への影響
- ・その他審査に必要な事項

9. 貸付決定の通知

貸付決定については、書面により通知します。

10. 応募のための提出書類

応募書類は、以下の書類を提出してください。

- ①山元東部地区農地借受申出書（様式第1号）
- ②農地借受希望地内定審査資料
- ③その他 添付書類等

※応募書類等については山元町農業委員会事務局窓口に設置。

11. 提出先

〒989-2292
宮城県亘理郡山元町浅生原字作田山32番地
(山元町役場農業委員会事務局内)
山元東部地区畑地地権者組合 あて

12. 募集に関する問い合わせ先

山元東部地区畑地地権者組合 Tel : 0223-37-5117
(山元町農業委員会事務局内) FAX : 0223-37-4144

13. その他

- ・農地の貸付決定にあたっては、借受申出書に記載された農地の希望面積やほ場位置について、調整することがあります。